

意見書の取り扱いに関する事項検討結果

民主党奈良市議会

2012. 1. 23現在

	民主党
審査機関	議長宛提出→幹事長会で報告 →議会運営委員会（非公開の協議会にて審議） →議会運営委員会（全会一致）→本会議上程
審査内容	採否・文案調整
合意形成方法	全会一致
会議の公開・議事録	議会運営委員会は、公開・議事録は協議結果を公開する。（協議会是非公開とする。）
審査期間	会期を越えても審査可能（2会期程度）
法根拠	—
全会一致出来ない時の処理	議会運営委員会の協議結果を公開する。
議決方法	—
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・会期中の提出も可能。（提出される毎に協議する） ・議運協議のため即実行可能。 ・採決内容はホームページ、議会だより等において情報公開を図る。

(参考)

●会議規則第159条

法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）を別表のとおり設ける。

3 前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員、招集権者及び期間を明らかにしなければならない。

4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める

●地方自治法第100条第12項

議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができる